

令和8年3月

## 検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、「保医発0227第6号」により、下記項目の一部変更および新設が通知され、令和8年3月1日より適用されることになりましたので、ご案内申し上げます。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬白

\*\*\*\*\* 記 \*\*\*\*\*

### ■保険収載内容が一部変更された項目

検査項目名	実施料	判断料	点数区分	備考
がんゲノム プロファイリング検査	44,000 点	遺染 100 点	「D006-19」 がんゲノム プロファイ リング検査	(6)「注2」に係る規定は、固形腫瘍の腫瘍細胞又は血液を検体とし、100以上のがん関連遺伝子の変異等を検出するがんゲノムプロファイリング検査に用いる医療機器等として薬事承認又は認証を得ている次世代シーケンシングを用いて、次に掲げる抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的とした検査を実施した際に併せて取得している包括的なゲノムプロファイルの結果を、標準治療後にエキスパートパネルでの検討を経た上で患者に提供し、治療方針等について文書を用いて患者に説明することにより、区分番号「B011-5」に掲げるがんゲノムプロファイリング評価提供料を算定する場合に適用する。なお、この場合には(2)から(5)までを満たすこと。この際、診療報酬明細書の摘要欄に、包括的なゲノムプロファイルの結果を併せて取得した検査の実施日を記載すること。 ア～コ (略) サ 固形癌におけるHER2遺伝子検査 シ 乳癌におけるESR1遺伝子検査

### ■新規保険収載項目

検査項目名	実施料	判断料	点数区分	備考
HER2遺伝子検査 (大腸癌及び肺癌以外の 固形癌に係るもの)	2,500 点	遺染 100 点	「D006-27」 悪性腫瘍 遺伝子検査 (血液・血漿) の「7」	HER2遺伝子検査(大腸癌及び肺癌以外の固形癌に係るもの)は、大腸癌及び肺癌以外の固形癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者1人につき1回に限り、本区分の「7」HER2遺伝子検査(大腸癌に係るもの)の所定点数を準用して算定する。
ESR1遺伝子検査 (乳癌に係るもの)	2,500 点	遺染 100 点	「D006-27」 悪性腫瘍 遺伝子検査 (血液・血漿) の「7」	ESR1遺伝子検査(乳癌に係るもの)は、乳癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者1人につき1回に限り、本区分の「7」HER2遺伝子検査(大腸癌に係るもの)の所定点数を準用して算定する。

以上

26-0352